

第1章

計画の趣旨

1. 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。また、青少年を取り巻く状況も複雑化しており、ニートやひきこもりなど、自立に困難を抱える青少年が増加しています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として、平成22年に「子ども・若者ビジョン」が示されました。さらに、平成26年には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成19年に「豊田市子ども条例」を制定しました。また、平成22年に「豊田市子ども総合計画(新・とよた子どもスマイルプラン)」を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。しかし、本市においても子ども・青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、その解決に向けたさらなる施策の推進が求められています。

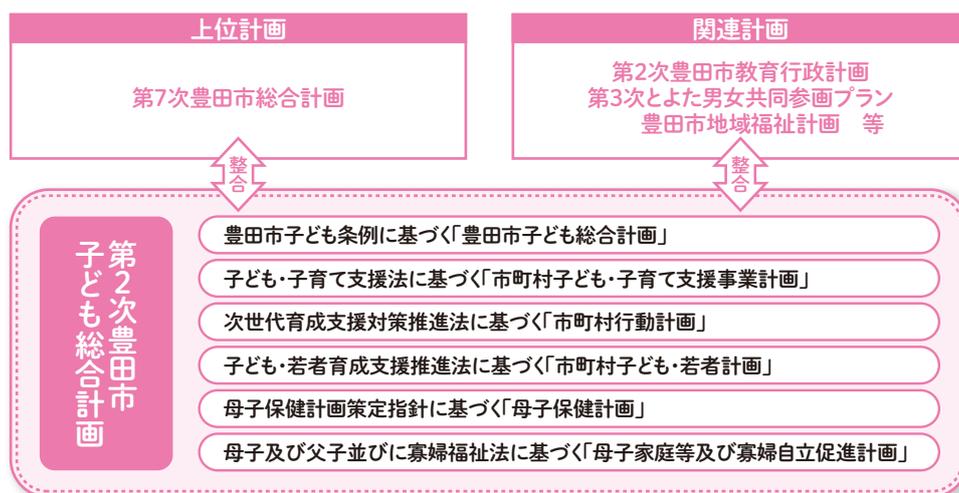
以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備、青少年を支援する体制の整備を目的に、第2次豊田市子ども総合計画(以下、本計画)を策定します。



2. 計画の位置づけ

本計画は、豊田市子ども条例に基づく「豊田市子ども総合計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

また、本計画は、上位計画である「第7次豊田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。



さらに、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」に位置づけます。

3. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。ただし、施策の内容により、30歳代までの若者も含まれます。

妊娠・出産期 → 乳幼児期 → 児童期 → 思春期 → 青少年期

また、本計画は、子どもの育ちや子育てを支援することを重視しており、子どもにかかわる分野のうち、「学校教育」「文化」「スポーツ」などの教育行政に関する分野については、第2次教育行政計画で対応しています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認を行います。

